

新潟県立加茂農林高等学校令和5年度入学生第2学年修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立加茂農林高等学校令和5年度入学生第2学年修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

- ア 集団行動をとおして、社会生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度を養うとともに、自己の個性をよりよく理解し、これを一層伸長しようとする主体的な態度を育てる。
- イ 実践的、体験的な活動をとおして、問題解決に必要な情報収集、処理能力を身につけ、協調性や自主性、責任感を養成する。
- ウ 北海道または九州の自然・文化・産業・生活などに触れ、本県の風土と多面的に比較することにより、地域性や自然環境の違いを認識し、視野を広げるとともに、郷土と旅行先のすばらしさや独自性を実感する。
- エ 北海道または九州の特色ある農業に触れ、学び、今後の農業学習に生かす。

(3) 委託期間

契約締結の日から本委託事業が終了するまで

(4) 参加人数(予定)

153名(生徒 146名 引率教員7名)

(5) 業務内容

別紙「新潟県立加茂農林高等学校令和5年度入学生第2学年修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

16,830,000 円(1人当たり 110,000 円 消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績があること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時: 令和5年9月6日(水) 16時から
- (2) 会場: 加茂農林高等学校 会議室

※ 説明会参加を希望する場合は、9月4日(月)13時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX番号、e-mailアドレスをファックスまたはメールにて連絡願います。(様式任意)

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

- (ア) 別紙様式1 「参加申込書」
- (イ) 別紙様式2 「会社概要」
- (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限: 令和5年9月15日(金)15時(必着)

ウ 申込み先: 問合せ先と同じ

エ 方法: 持参、または郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、9月20日(水)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限: 令和5年9月8日(金)15時

イ 受付場所: 問合せ先と同じ

ウ 方法: 郵送、FAX又は電子メール(様式任意)

(2) 回答

ア 期日: 令和5年9月13日(水)

イ 回答先: 上記4(1)により申込のあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 北海道および九州を行き先とした2案 各7部

(下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。)

(ア) 基本的な考え方

- ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

- ① 現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制
- ② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- ① 交通手段
- ② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

- ① 研修の内容やねらい、効果
- ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ② 保険の内容

イ 見積書 北海道および九州を行き先とした2案 各7部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること
(様式任意)

(2) 提出期限

- ア 期限:令和5年9月22日(金)15時(必着)
- イ 提出先:問合せ先と同じ
- ウ 方法:持参又は郵送

(3) 留意事項

- ア 参加者は北海道および九州を行き先とした各1つの提案しかできないこと
- イ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。
なお、詳細については、別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか	10
行程	①スムーズで無理のない行程であるか ②負担の少ない交通手段が確保されているか	20

	③宿泊施設の安全性は確保されているか	
事前・ 事後研修	①研修内容は具体的であるか ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか	20
現地研修	①研修内容は具体的であるか ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか ③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか ④添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか	25
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか ②感染症対策が十分であるか ③保険の内容は十分なものとなっているか	15
費用	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか	10
計		100

※ 配点は審査委員1名当たり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

なお、審査結果に対する異議等は、一切受け付けない。

10 日程

- ・説明会 9月 6日(水) 16時
- ・質問受付 9月 8日(金) 15時まで
- ・参加申込 9月15日(金) 15時まで
- ・参加資格の審査・確認結果通知 9月20日(水)
- ・企画提案書の提出 9月22日(金) 15時まで
- ・ヒアリング実施 10月 4日(水)
- ・審査結果通知 10月10日(火)

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託仕様について、詳細な協議を実施して契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

なお、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場

合がある。

12 問合せ先

〒959-1325 新潟県加茂市神明町2丁目15番5号

新潟県立加茂農林高等学校 担当:堀内一徳 道見彰

電話番号:0256-52-3115(代表)

FAX:0256-53-2672

E-mail: horiuchi.kazunori@nein.ed.jp (堀内)

michimi.akira@nein.ed.jp (道見)

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者